

長期修繕計画に関する変更点

管理組合の業務（32条）における「長期修繕計画の作成または変更に関する業務および長期修繕計画書の管理」について、コメントを以下の通り変更。

（期間）

現行：計画期間 25 年程度。新築時は 30 年にすると、修繕のために必要な工事をほぼ網羅。

改正案：計画期間が 30 年以上。かつ**大規模修繕工事が 2 回含まれる期間**以上。

（計画見直）

現行：長期修繕計画の見直しは定期的（おおむね 5 年）。→（32 条関係②—3）

改正案：**現行の（おおむね 5 年程度ごとに）を削除**